

○やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

条例第 2 0 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、やちよ農業交流センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市は、農業に対する市民の理解と関心を深めるとともに農業者の経営意欲の増進並びに知識及び技術の向上を図り、もって農業の振興に資するため、道路利用者の利便性を向上するとともに、地域のにぎわいを創出するため並びに防災機能を強化するため、やちよ農業交流センター(以下「農業交流センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 農業交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
やちよ農業交流センター	八千代市島田2,076番地

(業務)

第 4 条 農業交流センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農産物(主として市の区域内において生産された農産物をいい、当該農産物を原材料として加工、製造又は調理(以下「加工等」という。)をされた物を含む。)の展示及び販売を行うための施設の提供又は物品の販売等に関すること。
- (2) 農産物の加工等を行うための施設の提供に関すること。
- (3) 農業体験その他農業に対する市民の理解と関心を深めるための活動に関すること。
- (4) 農業技術、農業経営その他農業に関する研修及び指導に関すること。
- (5) 農業者及び農業交流センターに来館する者の交流の促進に関すること。
- (6) 災害の対応に関すること。
- (7) その他農業交流センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(平26条例24・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 5 条 農業交流センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以

下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
 - (2) 農業交流センターの利用の許可に関する業務
 - (3) 農業交流センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (4) 農業交流センターの利用料金の収受、減免及び還付に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が農業交流センターの管理上必要と認める業務
- (指定管理者の指定の申請)

第7条 第5条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面
- (指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書による農業交流センターの管理が市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が農業交流センターの設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った農業交流センターの管理を安定して行う能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後40日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して40日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 農業交流センターの管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 農業交流センターの管理に係る経費の状況に関する事項
- (3) 利用料金の収入の状況に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、農業交流センターの管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(休館日)

第10条 農業交流センターの休館日は、無休とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(平29条例21・一部改正)

(開館時間)

第11条 農業交流センターの開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(平29条例21・一部改正)

(利用の許可)

第12条 農業交流センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、農業交流センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、農業交流センターの利用を許可しないことができる。

(1) その利用が農業交流センターの設置の目的に反するとき。

(2) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3) その他農業交流センターの管理上支障があるとき。

(利用の許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、第12条第1項の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその許可に係る利用を制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第12条第2項の規定による条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(4) その他農業交流センターの管理上支障があると認められるとき。

(設備の設置等の禁止)

第15条 利用者は、農業交流センターの施設に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはな

らない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第16条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに施設を原状に復さなければならない。

第14条の規定により、利用の許可を取り消され、又はその許可に係る利用を制限されたときも、同様とする。

(損害賠償義務)

第17条 農業交流センターの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第18条 利用者は、指定管理者が定める期日までに、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第20条 既に徴収した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、農業交流センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(市長による管理)

第22条 市長は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第5条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に農業交流センターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第10条ただし書及び第11条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは

「市長が特に必要があると認めるときは」とする。

- 3 第1項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に施設の利用の許可が含まれるときに限る。)における第12条から第14条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。
- 4 第1項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において利用者は、第18条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において市長が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第1項の規定により指定管理者に既に支払われた利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。
- 5 前項の場合における第19条、第20条及び別表の規定の適用については、第19条及び第20条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者は、規則で定めるところにより」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、別表中「第18条第2項」とあるのは「第22条第4項」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。
- 6 第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について市長の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

(平26条例24・追加)

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、農業交流センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平26条例24・旧第22条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(八千代市農業研修センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 八千代市農業研修センターの設置及び管理に関する条例(昭和59年八千代市条例第1号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 第5条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成26年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第21号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第18条)

(平26条例24・平29条例21・一部改正)

区分	利用料金	
農産物・加工品販売所	売上額に100分の30を乗じて得た額	
農産物加工所	1時間	2,510円
喫茶コーナー	売上額に100分の30を乗じて得た額	
第1研修室	1時間	880円
第2研修室	1時間	880円
調理実習室	1時間	1,480円
その他附随施設	売上額に100分の30を乗じて得た額	

備考

- 1 営利の目的をもって第1研修室、第2研修室又は調理実習室を利用する場合は、当該区分の使用料の額に100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 2 本市に住所又は事務所を有する者以外の者が第1研修室、第2研修室又は調理実習室を利用する場合は、当該区分の使用料の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。